



様式第3号の2(第11条関係)

決 裁	課長	課長補佐	係長	係員	担当者	起案
						施行
						施行印
このことについて、別紙のとおり支給決定してよいか伺います。						

福島市 重度障がい者等日常生活用具給付申請書(ストーマ用装具・紙おむつ等用)

住所	福島市	フリガナ氏名	年月日 (児童の場合は、保護者氏名)
生年月日	年月日(才)	電話番号	
児童フリガナ氏名 (該当する場合)		児童の生年月日	年月日(才)

福島市福祉事務所長

下記より日常生活用具(ストーマ用装具・紙おむつ等)の申請をいたします。また、日常生活用具の給付決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料について、関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

手帳の種類別	(身体・療育) 該当するものに○を付けて下さい。		
手帳番号	福島県・市第 号	交付年月日	年月日
障害名			
(難病事由の場合、難病名)	(身体 級)	(療育 A・B)	

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新	
給付を希望するストーマ用装具の種目	<input type="checkbox"/> 消化器系	<input type="checkbox"/> 尿路系	<input type="checkbox"/> 紙おむつ等
申請月数	<input type="checkbox"/> 4月 <input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 6月	<input type="checkbox"/> 7月 <input type="checkbox"/> 8月 <input type="checkbox"/> 9月	<input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> 11月 <input type="checkbox"/> 12月 <input type="checkbox"/> 1月 <input type="checkbox"/> 2月 <input type="checkbox"/> 3月

希望業者名	
見積書の徴取について	新規申請の場合は、申請者自身で見積書を徴取し、申請書と合わせてご提出ください。
	更新かつ業者変更がない場合、原則として見積書の徴取は市が行います。事情により、自身で徴取する場合は下記にチェックをお願いします。 <input type="checkbox"/> 見積書の徴取は市に依頼しない ※「依頼しない」を選択した場合は、申請書と併せて見積書を提出してください。 ※市で見積書を徴取をする場合でも、業者と申請者間で調整が必要な場合、業者より連絡が入る場合があります。

世帯の状況	氏名	続柄	年齢	職業	健康状態	個人番号	
			本人				

支給対象者が18歳以上の方は、本人と配偶者の個人番号が必要となります。支給対象者が18歳未満の方は、世帯全員の個人番号が必要となります。

重度障がい者等日常生活用具(ストーマ用装具・紙おむつ等用)の申請について

申請に必要なもの

申請書

障害者手帳

特定疾患医療受給者証など(難病を理由として申請する場合)

見積書(見積書の徴取について福島市に「依頼する」を選択すれば省略可)

医師の意見書(以下の場合に要添付)

- ①たん吸引器、吸入器の申請で、呼吸器の障害名がない場合
- ②動脈血中酸素飽和度測定器の申請で、呼吸器の障害名がない場合
- ③難病を理由として申請する場合

個人番号に関するもの(以下の①、②のどちらか)

- ①個人番号カード
- ②「個人番号通知カード」と「写真付きの本人確認書類(身体障害者手帳でも可能)」

ストーマ用装具について

ストーマ用装具は、翌月分からの申請になります。
更新申請は、年1回2月から3月に受け付けます。

負担金額について

原則:基準額の1割負担

住民税課税状況により、月額負担上限額が異なります。

- ・生活保護世帯 : 月額負担上限額 0円(基準額内の自己負担なし)
- ・市民税非課税世帯 : 月額負担上限額 0円(基準額内の自己負担なし)
- ・一般(住民税課税世帯で下記以外) : 月額負担上限額 37,200円

住民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は、全額自己負担となります。

基準額を超えた部分については、自己負担になります。

決定までの期間

通常1～2週間で決定の通知をいたしますが、書類の状況により変わる場合もあります。